裁判員経験者の意見交換会議事録

日時：平成２５年１１月２０日（水）午後６時３０分から午後８時３０分まで
場所：奈良地方裁判所大会議室（４階）

１　司会者挨拶

司会者：本日はお忙しい中，裁判員経験者の意見交換会に御出席いただき，まことにありがとうございます。

私は，この意見交換会の司会を務めさせていただきます，奈良地方裁判所長の上田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

平成２１年５月に裁判員制度が始まったわけでございますが，これまでに奈良地方裁判所では，判決の数で申しますと４３件，判決を受けた被告人の数で申しますと４８人の裁判員裁判が行われております。これらの裁判員裁判には，裁判員として２５８人の方，補充裁判員として１００人の方，合わせますと３５８人という多くの方々に参加していただいております。今申しましたように多くの方々に御協力をいただきまして，当所の裁判員裁判は，おおむね順調に実施されてまいりました。

当裁判所では，今後も裁判員裁判制度をより円滑に実施しまして，制度の定着を図っていきたいというふうに考えておりますが，その方策を検討する上で，実際に裁判員裁判を経験された方々から率直な御感想や御意見をお聞きすることは，大変有意義なことと思っております。

本日，御出席いただいた皆様には，これから裁判員裁判に参加されたことに対する全般的な御感想や御意見，また，冒頭陳述，あるいは証拠調べ，論告，弁論，評議，判決といった各手続段階での御感想や御意見を伺う予定をしております。皆様の御感想，御意見にしっかりと耳を傾けて，これからの裁判員制度の運用に生かしていきたいと思っておりますので，どうかよろし

くお願いしたいと思います。

2　出席者紹介

司会者：それでは，私のほうで司会を務めさせていただきます。本日は，裁判所，検察庁，弁護士会からそれぞれお一人ずつ御出席いただいております。これら３名の方々には皆さんからの御意見の中で，質問とか疑問点がありましたら答えてもらおうかと思いますし，また逆に，この３名の方々から皆さんに対しても質問されることもあるかと思いますが，その点はよろしくお願いしたいと思います。

では，紹介させていただきます。

まず，裁判所の出席者ですが，刑事部の裁判長の柴田厚司裁判官です。

柴田裁判官：柴田です。よろしくお願いします。２番，３番の方とは，本日初めてお会いするということで，よろしくお願いします。４番，５番，６番の方，本日はよろしくお願いします。

司会者：それから，検察庁の出席者は高橋亮検事でございます。

高橋検事：検事の高橋と申します。本日は，どうぞよろしくお願いいたします。

私は，去年の４月に奈良地検に参りまして，現在のところ奈良では，３件の裁判員裁判を担当させていただきました。

本日は，いろいろな御意見と提言をいただきたいと思って楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者：続いて，弁護士会の出席者は中谷祥子弁護士です。

中谷弁護士：奈良弁護士会の弁護士の中谷祥子と申します。本日は，よろしくお願いします。

私は，昨年の夏に，裁判員裁判を１件やらせていただいたんですけれども，そのときに感じたこととか，また，まだまだ私は弁護士経験が浅いものですので，今後の糧になればと思って，今日は楽しみにして来ましたので，

よろしくお願いします。

司会者：どうもありがとうございました。

本日は，報道関係の方が取材に来られています。また，裁判所のほか，検察庁，弁護士会の方々が傍聴させていただいております。

本日の進行予定ですが，予定表に記載の進行予定に沿って進めたいと思っております。時間配分は，おおよその目安ということで，議論にあわせて柔軟に進行していきたいと思っておりますが，何分，皆様，お忙しいところを来ていただいておりますので，進行に御協力をお願いします。

皆さんの呼び名につきましては，こちらのほうで番号をつけさせていただき，その番号でお呼びさせていただくということで御了解を願います。

本日，６名の参加予定でしたが，急遽１人の方が，御都合でどうしても出られなくなられたため，１番の方は，欠席ということで，５人の方で進めさせていただくということになります。

３　裁判員裁判についての全般的な感想，意見

司会者：それでは話題事項に入っていきたいと思いますが，まず最初に，裁判員を経験されてから既に一定の時間，長い方では１年が経っておりますし，短い方でも５か月ぐらいになりますが，現在の段階での裁判員を経験されての全般的な感想といったものを順番に，簡単に述べていただければと思います。２番の方からでよろしいですか。

担当された事件の犯罪名を覚えておられたら，それも御一緒にお話していただければと思います。よろしいでしょうか。では，２番の方からお願いします。

裁判員経験者２：僕が関わらせてもらった裁判は殺人事件の案件で，感想といいますと，テレビとか見て誰々が殺されたとか，そういうのを見ると，そういうことを経験してきた，裁判なんかを経験してきたというのが，頭には常にやっぱり残っているというのが正直な感想です。それぐらいですかね，今

の現状は。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは，３番の方，お願いします。

裁判員経験者３：私も案件は殺人事件でした。身内の中での殺人事件ということで，自分の中ではあまり携わりたくないような案件でした。最初，裁判員に選ばれるというのは実感があまりないままで，その日の午後からスタートという感じだったので，どたばたで始まったというのが正直な感想です。自分がまさか裁判員に選ばれるとは思ってもなかったので，まさかこういう形で司法の世界に入ってしまうというのは，すごく未だに不思議な気持ちです。

終わった後は，実際に経験してみて，なかなか周りで経験されている方がいなかったので，自分の中ではいい経験をしたのかなとは思っております。今はそういった感じです。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは続いて４番の方，お願いできますか。

裁判員経験者４：私が経験させていただいた案件は，爆発物取締法違反だったと思うんですが，非日常的な，日常生活の中で聞き慣れない言葉であったりとか，見慣れないものが証拠で出てきたりとかして。とにかくイメージですね，自分の生活の中のイメージと事件で起こった，実際の事件であるということとの間で，非日常的なものに触れる経験をさせていただいたと思います。

その裁判の後のことですが，ニュースなどで事件がありましたとか，裁判員裁判とか，そういうふうな報道があると，やっぱりちょっと見てしまう自分が居るなと。これは意識しているなというふうなとこですね。ネガティブなものではなくてポジティブなもので，司法を身近に感じるいい経験ができたかなというふうに思ってます。

以上です。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは５番の方，よろしくお願いします。

裁判員経験者５：私がさせていただいたのは強姦罪，それから強姦未遂と，そういう案件だったのですが，それはやはり女性の目から見てかわいそうだなとか，そういうふうなのが先に頭に出てしまって，本当にあれでよかったのかな，あの判断をしてよかったのかなというのを，今もやっぱり少し心の中には残っているのです。そして新聞を見て，強姦罪とかそういうなのが出てくると，やっぱりそれがすごく気になっているのです。今のところ，それだけです。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは６番の方，お願いします。

裁判員経験者６：私がしたのは強盗致傷でした。ほかの方は２週間とか長い期間の方もおられたのですが，私の場合は，５日間と短かったので，月曜から金曜までしたが，非常に内容の濃い時間を過ごさせてもらって，非常によい経験をさせてもらったと思ってます。

今まで裁判というのは，新聞とかテレビでも見ましたけども，身近にそんなことを感じたこともありませんし，どのようにしてるかというのは，テレビドラマぐらいでしか知らなかったのですが，実際に経験させてもらって非常によい経験に感じました。

特に裁判官という方が，ここにもいらっしゃるのですけども，裁判官ってそんな話すこともないですし，ちょっと語弊があるかも分からないのですが，裁判官の方も人間なんだなといったらおかしいですけど，すごく人間味を感じて，刑を決めるときにも，どういう基準で決めていくというのも全然知らなかったのですが，私の場合は執行猶予が付く，付かないというのは，どうしたらそれがそうなるのかもちゃんと説明していただきましたし，それ

から今までの事例も検索してみてもらって，こういう事例だから執行猶予が付いて，付かないというところも非常に丁寧に説明していただいて，すごく分かりやすいというと変な言い方ですけども，ちゃんと納得した判決ですか，それに話し合いの中で至ったように思っています。

以上です。

司会者：どうもありがとうございました。

今，全般的な御感想をそれぞれいただいたわけですが，この後，審理の各段階に入っていきたいと思います。

その前に，今，６番の方は５日で短かったということでしたが，４番の方は１か月ですよね。この期間はどうでしたか。

裁判員経験者４：仕事の都合の付け方がちょっと難しかったなとは正直感じますが，１か月あったことで，その経験からはやっぱり司法って身近にあるなというふうに感じられたのかなと。長いといわれる期間だった分だけ，その案件に関わらせていただいて，それに対して自分の生活の中で真摯に向き合わせてもらう，いい時間であったなというふうには思います。

４　裁判員裁判における各手続段階についての感想及び意見

（１）審理について

ア　冒頭陳述について

司会者：それでは審理の各段階に入ってまいります。もう期間が経っていますので，手続はよく覚えておられないかもしれませんが，まず，起訴状の朗読があって，そしてそれに対する被告人の認否があったと思います。その後，検察官，弁護人それぞれが冒頭陳述ということで，検察官，弁護人から見た，それぞれこれから立証していく事件の内容は，こういったものなんですという説明があったと思います。

この冒頭陳述は，十分分かりやすいものだったでしょうか，それとも不十分なものであったのか，御記憶等があれば，お聞きしたいと思います。

３番の方は，特にさっき言っておられたように午前に選ばれて，すぐ午後からいきなりということになって，すぐ頭に入りましたか。

裁判員経験者３：午前中に選ばれて，すぐその後スタートということだったので，そこですぐ会社に，私，会社勤めしてますので，会社の方に連絡して，大体この期間，お休みさせていただきますということを伝えました。それで，仕事の段取りに，１週間とちょっとだったと思うのですけども，その期間，引継ぎ等をして報告しないといけなかったのですが，その後，すぐに審理が始まったということで，正直，頭の中がまだ整理できてない状況でのスタートだったので，なかなか難しいとは思うのですけども，できたら１日後の明日からという方が，受ける側にとってみれば，良かったかなと思います。

冒頭の陳述においては，分かりやすく説明していただきました。まず，検察側の方の説明があって，その後，弁護士側の冒頭陳述があって，その後，終わって閉廷して一旦戻ったときに，裁判官の方が分かりやすく教えていただいたので，理解できたので良かったのかなと思います。

司会者：ほかの方はどうでしょうか。６番の方，どうですか。

裁判員経験者６：私も３番の方がおっしゃったように午前の選出，午後からだったのですけども，ほとんど私の場合は検察と弁護人の方が対立することもなく，もうそれを認めてますので良かったのですが。

バイクで傷害，強盗した案件だったのですけども，検察の方が，最初にバイクでどこ行って，どこ行って，どこ行ってというような説明をずっとされてたのです。聞いていて，何でこれを説明してるのか，そこがどこなのかなというのがよく分からなかった。後で聞いたら，結局，事実を積み重ねていくので，ここでしようかなと思ったけど，ここへ行ったけどやってなかって，ここへ行って，そこ行って，最終的には，ここで事件が起きたんだよということが，後で分かったんですけど。最初は何で長々と，事件を起こした

のはこちらで，そこを曲がって，そこの道路がどこでどうだと，なぜこんな話をしてるのかと。最初が長かった。

私らは全然初めてなので，こういう事実の積み上げをしてますよと最初に言われれば分かったのですが。一番最初，６時頃に戻って１１時までの足取りを順番に話しますという説明がなくて，何を説明されてるのかちょっと分かりにくかったです。それは後で必要だと分かったのですが，聞いてるときには何か長いなというふうに思ってしまいました。

司会者：犯行をやろうと思って，どこでやろうかと，いろいろ徘回してたということなんですかね。その説明がずっとあって，そして最後，犯行の場所でという。結果的には分かったのですが，その道行がちょっと長過ぎて，初めはよく分からなかったということでしたね。それにはもうちょっと要領よくできないかということですかね。

裁判員経験者６：そういうふうに説明しますよというのがあれば，ああ，そういうふうに説明されてるかなと思うのですが。いつもの手順でやっておられるのでしょうけど，私たちも初めてなので，どういうことか，どこがどうなのかなというのが，ちょっと分からなかった。

司会者：この犯行に至るまでをまず説明しますと，冒頭にそういうことがあれば分かったけども，そういう説明なしに，あっち行って，こっち行ってという話になったので，初めはちょっと戸惑ったということですかね。

裁判員経験者６：例えばですけど，私たちは裁判ってドラマでしか見ないんで，ドラマでぱんぱんぱんっていいとこしか映さないんで，そんなもんだろうと思ってたのに，何が始まってるのかなという気が。ドラマと比べたら。

司会者：冒頭陳述が終わって，全体としては理解できたということになってるんですね。

裁判員経験者６：もちろん先ほどおっしゃったように，終わってから帰って，裁判官の方に説明していただいて分かりました。

司会者：趣旨がそのときには分からなくて，後の説明を受けて，裁判官から説明を受けて理解できたと。

ほかの方はどうでしょうか。検察官で主に冒頭陳述，今言ったように，やはりちょっと，すぐにはのみ込めなかったとかいうことがありましたでしょうか。

２番の方，記憶はありますか，特にそういう記憶は。

裁判員経験者２：そうですね。検察の方の話というのは有罪を主張していて，弁護人の方は無罪を主張してたというケースだったので，双方の話を聞くと，ああ，なるほど，こっちもそういうふうに思うし，そっち側の話を聞くと，ああ，なるほどそうやなと。

部屋へ帰って裁判官の方に話を聞いてみて，ああ，そういうふうな解釈をすればいいのかと。先入観とか，そういうものを持たないでいこうというふうに思っていても，やっぱり双方の話し方とか，話の持っていき方によっては，それに左右される方もいたんじゃないかなというような印象はありました。

司会者：ありがとうございます。

ほかの方，４番，５番の方，ほかに何か。では４番の方，よろしいですか。

裁判員経験者４：印象に残っているのが，疑わしきは被告人の利益ということを常に裁判官の方がおっしゃっていて，先入観で判断しないでくださいということを最初にまず言われて，それから事あるごとに証拠に基づいてということで，疑わしきは被告人の利益と，とにかく常々言うておられたなというふうなのが印象に残ってまして。冒頭陳述に関してですが，双方対立する事案だったんですが，論点もちょっと聞き慣れない言葉が多いんですが，大体どこら辺で，もう有罪であるというのと，無罪ですというふうな主張されてるということと，あらましについて，こういう解釈で，こういう証拠という

のと，大体の理解はして聞いてたんですが，戻ってからの補足の説明が，やっぱりとにかく大事やなというので，そこでさらにまたみんなと話しながら深めるというふうな，この流れは非常に共通認識として理解をするのには，良かったのではないかなというふうに思います。

司会者：５番の方，ございますか。

裁判員経験者５：私も午前中に寄せていただいて，そして裁判員に選ばれまして，午後から審理になりましたので，最初に検察の方とか弁護士の方が陳述されましたが，それが文書に書いていただいているのは理解できますが，読まれるだけですと，やはり少し理解しがたいと言っていいのでしょうか，ちょっと言葉を選べないのですが，分かりにくかった面もありました。

でも，それが終わって部屋に戻って，裁判官の方にちゃんと説明していただいたらよく分かりました。１日目は，やはり何も分からない真っ白の状態だったので，やはり理解にちょっと欠けた点が多々あったと思うのです。

でも２日目になってくると，その趣旨とか，いろんな見方とか，その手順とか，そういうものが少しずつ理解できてきて，ああ，こうなんだな，ああ，こうなんだなというのが分かってきました。１日目だけは，やっぱり最初の日だけは，もう何も分からない状態だったので，ちょっと戸惑いました。

司会者：皆さん最初の段階では，なかなか裁判そのものになじめなかったという感じではありますけど，特に後の裁判官の補充説明とかも踏まえて，検察官の冒頭陳述，あるいは弁護人の冒頭陳述の中で，こうしてもらった方が，もっと分かりやすかったとかというような何か御提案みたいなものはありますか。

基本的には，トータルとしては，それほど問題はないというのが皆さんの御認識ということで理解していいのでしょうか。

（裁判員経験者全員うなずく）

司会者：また後で，何かお気づきのことがありましたら，御質問していただければと思います。

イ　証拠調べについて

司会者：では，冒頭陳述を終わって，証拠調べに入らせていただきます。証拠調べは，報告書とか実況見分調書，あるいは被害者，目撃者の捜査段階での供述調書といった書証の取調べなどと，それから被害者，目撃者，それから調書に関する証人などを聞く人証と。このように書証と人証と大きくは二つに分かれますが，証拠調べなどは十分なものであったか，何か足りない部分があった，あるいは証拠が多過ぎたとか，証拠調べについて，何か印象に残っておられるところはありますでしょうか。

４番の方は期間も長かったし，それから直接の証拠はないという事件で，いろんな周辺の事情的な証人をたくさん聞かれていたと思うのですが，それから書証関係にもそういったものが出てきたと思うのですが，そういった証拠調べ全般を見てどうでしたか。

裁判員経験者４：とにかく証拠調べについては細かいということと，分かりにくいと，長いと。でも，それをつなぎ合わせることによって線が見えてくるというふうな，そういうふうな印象を受けまして，とにかく細かくて，議論がすごい長かった。情況証拠が非常に多くて，難しかったなというのが正直ありましたので。

司会者：かなりきつかったのではないかと思うのですが，理解するには，特にこの点が自分は不満であったとか，この点が足りなかったように思うとか，そういったことはありますか。

裁判員経験者４：不満とか，分からなかったというよりかは，理解できましたけれども。

司会者：理解できたけど，やっぱり理解するのには結構きつかったということでしょうか。

裁判員経験者４：理解するまでが多過ぎて，大変でしたというのが素直な感想です。

司会者：５番の方はどうですか，証拠調べについて。

裁判員経験者５：証拠調べというのは，なかったと思うんですけどね。

司会者：事実は争いがなかったのですね。

裁判員経験者５：ちゃんと認めておられて，いろんな情況証拠とか，そういうのを本人が全部認めておられたので，あとは刑を決めるとか，それまでの段階のいろんな案件なり意見がなかったので，議論はありましたので，だからそれで日数はかかりましたけど，証拠調べというのは。

司会者：性犯罪でしたから被害者の方は，もちろん証人としては出てこられないということで，代わって調書とかを法廷で朗読するという形になったと思うのですけれども。後は被害者ではないけれども，お母さんが証人になったとか。

裁判員経験者５：友人の方とか，それから御兄弟とかもありました。

司会者：それを聞いていただいた上で，最終的な判断の評議をしていただくことになるわけですけど，その判断をする前提として，証拠調べに過不足はありませんでしたか。それから証拠調べの在り方が長過ぎて大変だったとか，そういったことは特にありませんでしたか。

裁判員経験者５：それはなかったですね。

　ただ，加害者の父親，本人のお父さんの方のことが割と何度も何度も出てきて，ちょっとうまく説明できないですけれども，お父さんの暴力が原因だ，暴力が原因だというふうな話があったんですよね。それは，そんなに前に出すべきことでもなかったのかなというのは，みんなで後でちょっと話し合いしたときにありました。

司会者：それは，被告人の父親のことですか。

裁判員経験者５：で，被告人がそうなったというふうなことを。

司会者：それは弁護士側の立証になるんですね。裁判員としては，関係あるのかなということでしょうか。

裁判員経験者５：ごめんなさい，うまく説明できなくて申し訳ないです。

司会者：皆さんが経験された中で，調書で取調べになったけれども，この人は本当は証人で聞きたかったと思われたものとか，逆に証人で聞いたけれど，むしろこの人は調書で良かったのではないかとか，そういった何か印象を持たれたような件はありますか。

（意見なし。）

司会者：２番，３番の方は殺人事件ということで，２番の方については遺体のカメラ写真を取り調べておられるようですよね。それから３番の方は，写真は無しだったのですね。ただ，審理の中では被害者が着ていた血まみれの着衣を証拠調べしたということでしょうか。これらはどうでしたか。

特に２番の方は，遺体の写真を見せられるということについて，抵抗とか，裁判が終わった後にもそれが何か残っているとか，そういったことはありますか。

裁判員経験者２：自分の仕事上，そういうふうなやつに携わっている部分があるので，仕事でそういうことが起きたときに，そういうのを目撃したりとか，そういうのがあるのですが，やっぱりずっと脳裏には残っていると思いますし，ほかの方もいろいろな年代の方だとか，幅広い裁判員の方がおられますが，休憩のときとかに話をするときも，そこの部分はやっぱりすごく皆さん，できれば見たくないけど，やっぱり見なければいけないんだなと。現実問題，その方が無罪を主張してる，もう一方は，この人が有罪だということで，直接的な証拠しかない中での判断でしたので，凶器にしても，そのときに着ていた服にしろ，そのときの現場の状況だとか，２日目か３日目ぐらいにそれで皆さんで検証して，初めて見たと思うのですけど，当然，話が進んでいくうちに，どういう角度で，どういうふうにたたいたのか，どういう

ふうにしたのかというのでも繰り返し議論があったということ。

裁判官の方は，ここでの話は，もうここから出たら忘れてくださいね，というふうに，いつもおっしゃっていただいていたのですが，そのときはいつもやっぱり，そういうふうなことを考えてしまう日々は続いていくものですし，今でもやはり写真とかそういうのは，一瞬よぎることは，僕，個人的にはやっぱりあります。

司会者：そういう意味では，写真は調べなくていいのであれば，その方が良いということですか。

裁判員経験者２：調べなくていいものであれば見る必要はないと思いますけども，やはりその話をしていく中で，ありとあらゆる角度から，こうじゃないのか，ああじゃないのかというふうな，例え話になっていきますけども，やはり状況的な，どういうふうに例えばたたかれたのか，何か所たたかれているのか，どういうふうに陥没してるのかとか，そういうふうなのを，その状況の写真を見て，どういうふうな状況だったのかというのを，やっぱり真実をできるだけ突きとめていこうというふうな形の中であれば，見るべきものだと僕は思いますし，全くそういうのではないと言われたら，見る必要は僕はないかなと思います。

ただ，本人さんは無罪を主張してたので，それがすごくこの中では印象が強かったです。

司会者：どうもありがとうございます。

３番の方はどうですか。写真はなくて，血まみれの着衣が証拠で出てきたということですが。それ自体，抵抗はなかったかということと，逆に写真を見たほうが良かったと思われるのか，それは別に必要はなかったということで，見なくていいのであれば，見ない方がいいというふうに思っておられるか，感想を述べていただければと思います。

裁判員経験者３：私の案件の場合は裁判官の方が御配慮いただいていたので，

絵で刺し傷を見せていただいたのですが，見た方が良かったのかどうかということは，これはちょっと今は何とも言えないのですが，一個人の提案として，例えば希望される方は見られますかというような感じで，希望制でしていただいた方がいいのかなとは思いました。中には抵抗を持っておられる方も，裁判員の方でもおられると思うので，そういった選択制とか。

後は，証拠調べとかは日にちが，回を重ねるにつれてどんどんどんどん情報が膨大になってくるので，例えば振り返るために，あのときに加害者の方が発言した声とか，後は，状況のビデオとかがあれば，またそこで振り返るというのも，一つの方法であるんじゃないかなと思いました。どうしても帰った後で，確かああいうふうに言ってたなとか，そういった会話で，お互いに裁判員で相談しながら判決の方では持っていってるのですが，やっぱりそういったところが，あのときにどういった感じで言うてたかなというところで，まず，そういった状況を見れる場面があれば良かったかなとは思っております。

司会者：もう１度，３番の方にお聞きしたいんですけど，３番の方の事件では責任能力が問題になっていましたので，その精神鑑定をした医師を証人として聞いてますよね。その方法としては，最初にその医師に説明していただいて，その上で質問が始まったというふうになっていますけども，これは分かりやすく，理解できましたか。

裁判員経験者３：裁判官の方がその審理に入る前に，大体こういったことが聞かれると思いますと。こういった言葉が出てくると思いますということで，ある程度の我々に分かるような基礎知識のところは教えていただいたのですけども，いざその審理が始まると，どうしても相手は学者の方なので非常に難しい言葉と，もう膨大な資料で１個１個，学術的なところを述べられていくので，なかなかついていけないというか，もう何が何だかさっぱり分からなくなるような，何が心神喪失で耗弱なのかとか，その辺はどうしても学者

的な考え方だったので，非常にそこの部分をついていくのが，正直，多分難しかったかなと思います。その後，戻った後に，また裁判官からフォローがあったので，良かったかなとは思うのですけれども。

司会者：どうもありがとうございました。

証拠調べの関係で，ほかに何かございますでしょうか。

では，中谷弁護士どうぞ。

中谷弁護士：私から一つお聞きしたいことがありまして，通常，殺人事件とか強姦事件とか被害者の方がいる事件でも，被害者の方が亡くなられている場合には，生前の写真とかが証拠として上がっていることがあると思うんですけども，それを見ることによって裁判員の方というのは，どういうふうな気持ちになるのかなというのが気になっていて，それが被告人の量刑に，どれぐらい影響が出るものなのかということを聞きたいなと思っています。

裁判員経験者２：生前というのはあまり記憶にはないんですけど，やっぱり解剖したときの，そのときに起きた現場の証拠写真だとかという方が，やっぱりそうですね，鮮明に覚えてます。

裁判員経験者３：被害者の写真，確か出てきてたと思うのですが，そんな表情をみんなであのとき，そのときもスポット，スポットの表情なので，どうでしょうか，確かに元気そうだとか，そんな感じかなと思います。

ウ　論告，弁論について

司会者：最後に，証拠調べが終わると，論告，弁論ということになります。論告，弁論について分かりやすかったとか，詳し過ぎたとか，あるいは簡単過ぎたとか，そういった点について，何か御意見がおありでしょうか。

その後，それに基づいて評議をしていくことになるでしょうから，論告，弁論というのは，どれだけ分かりやすいかというのが，裁判員の皆さんにとって非常に重要で関心があるところではなかったかと思います。

６番の方，何か記憶ございますか。

裁判員経験者６：論告とか弁論のときにはそんなに，実刑と執行猶予というので，もうそれは多分そういうふうに言われるだろうなとこっちも思ってましたし，その後で裁判官の方から，じゃあ執行猶予はなぜ付くかとか，どういう場合に，どうしたらというのを説明を受けたから，この論告と弁論のときには別に何も，大丈夫でしたというか。

司会者：ほかの皆さんも，特に論告，弁論で，問題を感じたという方はおられないでしょうか。

５番の方については検察官の論告，それから被告人の弁論，それについて被害者参加されておられまして，被害者の方から意見，被害者論告をされたかと思うのですが，それは何か記憶に残っておられますか。あるいは，それが後の評議とかするのに，どんな役割を果たしたとか，そういう点で何か御意見がありますか。意見を聞いたときの印象だとか，分かりやすさとか。

裁判員経験者５：それはよく分かりました。ちゃんと説明を十分に理解できてます。

司会者：分かりました。どうもありがとうございました。

【休憩】

（２）評議及び判決について

司会者：評議及び判決というところにまいりますけれども，証拠調べが終わった後，いよいよ判断をしなければいけないわけです。まず，評議の中で困ったとか，何か感想がございましたら，どなたでも結構ですので。困ったことでなくてもよろしいです。

では，４番の方はどうでしたか。

裁判員経験者４：情況証拠のみの案件だったもので，評議というのはあらゆる角度からいろんな意見が，ほかの裁判員からもいろんな角度の意見が出まし

て，かなり長い時間，この評議と証拠調べですけれども，ここに費やしたなというふうに印象が残ってます。

その中でも，いろんな少数意見も切り捨てずに突き詰めていくことで，やっぱり判決のところではみんな出し切りました。この評議の時間によって冒頭陳述から論告までの流れを振り返り，証拠をまた調べてみんなで話し合って，分からないことは裁判官の方にいろいろ教わりながらですので，もう納得できるものにはなっているのではないかというふうに，自分の中で自信はあります。

やっぱりこの評議の時間というのは，非常に大事なんではないかなというのが個人的なことでして，そこで話すことで，自分が見て感じたことを表現して振り返り，より事実，真実に近づいていける。この評議の時間というのは，そのような時間じゃないかというふうに思います。長かったですけども，このぐらいの議論には，長い時間をかける必要はあると思います。

司会者：どうもありがとうございました。

５番の方は，評議の結果について，これでよかったのかな，というようなことを，最初の感想で言っておられましたね。その点どうでしょうか。

裁判員経験者５：評議では，いろんな過去のこういう場合は，これぐらいの期間の刑だとか，そういうものを画面で指していただいて，教えていただいて，そしてみんなで相談しながら，また，裁判官の方も，こういう場合はこれぐらいですよというふうな少しのアドバイスをいただいて，私たちみんなで自分の意見もみんなの意見も合わせて結論を出して，それは良かった。

だけど後で，やっぱり本当にこれで良かったのかなというのは，それは多分，女の私だから残っているのかも分かりません。だけども裁判官の方たちは，みんな優しく親切に指導していただいているので，もっと判決を下すのに勇気が要るとか，もっと不安を感じるのではと思っていましたが，やっぱり裁判官の方たちが適切なアドバイスをしてくださったので，判決は下せま

した。

司会者：十分な評議ができたということですね。

裁判員経験者５：はい，そうです。自分の表現といいますか，自分の意思は通せました。

司会者：ありがとうございました。

２番の方はどうでしたでしょうか。

裁判員経験者２：評議はやはり時間を，振り返ってみてもかけるべきだったところがあったと思いますし，先ほどもおっしゃってましたけども，ありとあらゆる角度からみんな意見を出し尽くして。争ってる，まず，有罪か無罪かというふうなところからのお話で，有罪だなと。じゃあ刑は何年かとかいうときに評議というのはすごく，僕個人的には，その人の人生を左右するものであるがために，やっぱり自分の思いとか考えというのを出し切らないと，最終判断が出るに至ってでも納得ができない部分とかというのがやっぱり出てくると思うし。

流れ的にも一番最後に，先ほどもおっしゃったように一通り裁判官の一つの流れを見て，裁判員の方とも何日か一緒にやっている中で，比較的話もしやすくなっていく中での評議というのはすごく大事なんだなと。本当，みんな出し尽くした結果，そこに至ったというところでは，すごい大事な時間だったなというふうには思います。

司会者：どうもありがとうございました。

今までのところ，基本的にはしっかりした評議ができたということで，あとお二人も大体そういうことですか。また違った感想を持っておられますか。

裁判員経験者３：私はちょっと違うのですけど，評議はみんな疑問点があったらまた戻って，基礎知識を高めて，みんなの知識が統一というか，そのレベルに達するまで裁判官が説明してくれました。一人の命が奪われているとい

う事件だったので，それをじっくりやって良かったかなと思うのですけども。

私個人の意見としては，判決のところで感じたのは，我々裁判員に選ばれているというのは一般市民，一般の方ばかりで，どうしても被害者目線で考えてしまうというのがありまして，初めてこの裁判で知ったのですけども，加害者の更生，いかに更生させるか，更生することも一つの量刑ということもあったのですけども，そのあたりを今までの裁判の判例で，大体，心神喪失だったらこうなります，無罪ですよとか，心神耗弱だったら大体これぐらいの判例で，量刑が大体データであるのは分かるのですけど，どうしてもやっぱりそこで若干一般の市民と，そういった司法の方とのギャップがあるのではないかなと。被害者が，これで一人の命が奪われているのがこんな簡単な，この刑で本当によかったのかなというのが，正直思ってしまうところがあって，まだその辺，我々日本でもこういった裁判員制度を導入して，やっぱりギャップがちょっとまだあるのではないかなというのは感じました。

司会者：そういうことなども含めて，評議の中の議論について，御意見，御感想はありませんか。

裁判員経験者３：そうですね。評議の中での議論は，そこはじっくり重ねて重ねてやっていったのですが，最初の入り口のところでの今までの量刑はこうですというのが，量刑がまず最初にバンとあるというのは一つの方法かもしれないですけども，今後，裁判員は多分，恐らく被害者目線でっていう方はどうしても出てくるかもしれないので，その辺が一つの今後の課題といいますか，考えていかないといけないところかなとは思っています。

司会者：ほかに何か御意見ございますか。

裁判員経験者２：よくできました。よい印象がありました。特に裁判官，３人の方のチームワークというんですか，すごくあって感激しましたというか，主になる方が進められて，サブの方がおられて，若い方は資料をぱっと検索

したり出したりという，そのチームワークがすごく良かったと思います。十分な評議が，私たちも言いたいことや疑問に思ったことも一つ一つ拾っていただきましたし，言えたので非常に良かったです。

司会者：どうもありがとうございました。

5　守秘義務について

司会者：それでは最後，その他のところに入っていきたいと思います。守秘義務については，どうでしょうか。守秘義務を課せられていることで何か不便を感じているとか，何か御意見はございますか。その点，特にそのことで不便だったりとか，何となく規制を感じているとかないでしょうか。

（意見なし。）

特にないということで，皆さんよろしいですか。

（裁判員経験者全員，うなずく。）

6　その他

司会者：２番の方でしたか，遺体の写真を思い出すと言っておられましたけれども，そういったことで何か重い負担になるということがありますか。

裁判員経験者２：負担にならないと言えば嘘になると思いますけども，ただ一つ言えることは，そういうのを見てきた中で，やっぱり先ほども言いましたけども，評議する中で自分たちの思っていること，今までの経験したことの中での話というのを，本当に出し尽くした部分があるので，本当に一瞬に脳裏に出てくる部分はあっても，自分はやっぱりその期間，本当にその案件のことについて全うしてきたのだから，自分は何もというふうな形でいるので。

司会者：その他，特に，これだけは言っておきたいとか何かございますか。

では２番の方，どうぞ。

裁判員経験者２：一番最初，最高裁判所からの封筒が来たと思うのですが。

司会者：一番最初に送られて来るものですね。

裁判員経験者２：そうですね。それから，この奈良の裁判所から来るのですけども，基本的にあまり裁判所とか，そういうのに僕らは免疫というのがないもので，最初，本当に見たときに，うちの家内もそうですが，「何をしたん。」というふうに。僕，強いてひっかかるというのはその封筒を，裁判員制度というふうに一応書いてあるのですが，何か全く違ったものにしてもいいのではないかなと。本当，最初見たときには，「えっ，何したん。」というようなイメージがすごくあるので，ちょっと変えてもらえたら，ありがたいかなというのが率直な意見です。

司会者：ありがとうございました。

７　これから裁判員になる方へのメッセージ，アドバイス

司会者：それでは，最後にそれぞれ，今後，裁判員になられる方に向けてメッセージやアドバイスということで，何か一言でも結構ですので言葉をいただけたらと思います。

今度は６番の方からお願いできますか。

裁判員経験者６：非常に良い経験になったので，候補者になられた方には，ぜひ出てくださいと言いたいと思います。

それから裁判員になる方だけではないのですが，私も仕事を休んで５日間出たのですが，うちの職場は運よく，そういうのがあるかも分からないというのを上司に話していたので，「あるんやったらしゃあないな。」と言われたのですが，職場とか会社自体も裁判員に選ばれたら，その期間できるのだという認識がもっと広がってくれれば出やすいというか。

ただ，私と一緒にやられた人は大阪の小学校の先生だったんですが，裁判が終わって，大阪の職場まで帰って，自習の用意をして，また朝来られて，毎日，低学年，２年か何かだったと思うのですが，担任が抜けるとやっぱり不安がるということで，その自習の用意を，毎晩，車で行っては帰ってこられてました。ほかの方も仕事のことで一応あるのでしょうが，やっぱり社会

全体として裁判員という制度を育てていくというものが，もうちょっとアピールしてもらえたら，もっと出やすいかなという気がします。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは５番の方，お願いいたします。

裁判員経験者５：こういう機会というのは，普通ではなかなかめぐり会うことはできませんので，選ばれた方はやはり気持ちよく，快く，こういう経験をさせていただけるので，みんな進んで参加してあげてください。

司会者：どうもありがとうございました。

では４番の方，お願いできますか。

裁判員経験者４：仕事とか，いろいろな都合がある方がいらっしゃって，辞退される方も結構多いと聞きますが，裁判員というのは非常によい経験といいますか，司法を身近に感じるということと，裁判所自体を身近に経験する場ということで，できれば積極的に参加するというふうな感じと，もうちょっとＰＲがあってもいいのかなと思います。一時期に比べて，裁判員という言葉はよく聞くのですが，関心のない人にとってみたら，もう一部の関係者と，関心のある人のみの制度になりつつあるのではないかというふうな気がしてまして，何かもうちょっと広く，身近にというふうな，もう少しやっぱりＰＲがあると良よいのではないかというふうに思います。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは３番の方，お願いします。

裁判員経験者３：私も４番の方と全く同意見で，参加できる方は，ぜひ参加された方がいいかなと。それで経験も豊富になりますし，また，司法を身近に感じられるので，ぜひ参加していただいたらなと思います。

さっきの４番の方と全く一緒で，もっとＰＲしていただいて，会社の方にもそういったのがありますのでということで，御協力をお願いしますというふうなのもひとつありかなと思います。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは２番の方，お願いできますか。

裁判員経験者２：これから裁判員になる方で，僕の意見では，案件によっても変わってくるかと思いますけども，メリット・デメリットというものは必ずあると思います。その人によってあると思いますけども，やっぱり経験すべきことかなと。僕が経験した中で思うと，経験させてもらって良かったなというふうに思います。

やっぱりそれだけ加害者の人だったり被害者の人だったりとかいうことを，本当に真剣に自分の人生とかと照らし合わせたりとかという中でのこの裁判というのは，自分の一生，将来にとっては，すごくプラスになることだなと。なかなかほかのことでは経験できないことを，経験させていただいたというふうな解釈ができるぐらい，それぐらい話し合いをさせてもらった場であるかなというふうに思うので，機会があるときには参加していただいた方が，僕はいいかなと思います。

司会者：どうもありがとうございました。

８　質疑応答

司会者：今日は報道機関が来ておられます。これから報道機関の方から質問があるかと思いますので，それにお答えいただければと思います。

記者１：皆さんのお話の中で，司法を身近に感じるようになったという言葉が何度か出てきたのですが，裁判員裁判を経験されていない方と，皆さんが関与してない事件に関してお話するときに，何かギャップみたいなことを感じることはあったでしょうかというのを，ちょっとお聞きしたいです。

例えば，大きな事件が，全国的な注目を集めるときに，一度そういった司法の世界に入って経験された方，皆さんのような方と，そういった経験をされてない方とお話をしたときに，ギャップを感じるときがあったとか，そういった経験はありますかね。

司会者：いかがでしょうか，４番の方。

裁判員経験者４：ほかの人という経験では比べられないのですが，経験する前と経験した後というところでよければ，答えることができると思います。

まず，小学校，中学校とかで，国会・内閣・裁判所の三権分立等々は習いますが，国会とかだったら生活の中で法律ができる立法府ですよね。また，行政機関には手続に行ったりしますけど，裁判所というのは，普通に生活していると，全くあり得ないものではないですかね。事件が起こったりとか，あと車に乗ってて違反してどうのこうのとか，そういう話は聞くことがあったのですが。僕のイメージとしたら，裁判員を経験してみて，裁判に関心を持つようになったと捉えていただいてよいかなと。

事件が起こって，こういう判決が出ましたというニュースしか出ないものですから，その経緯はどういうふうに考えていって，どういうふうなもので，どういうふうな手続を踏んでやっていってるというのを体験できた，よいきっかけだったということで，司法を身近に感じることができるようになったというふうに捉えてます。

記者１：ありがとうございます。

それともう１点，ちょっとお聞きしたいことがありまして，ちょっとうがった見方かもしれませんけども，裁判官の方が説明されて，ふに落ちたり，理解ができたりということが，多々あったというふうにおっしゃってましたけども，そこでマインドコントロールと言ったら変ですけど，そういったことを感じたことはないかなというのが，さっきの前例の量刑がバンと出されたとか，そういった経験というのは，経験者の方にはなかったですか。

裁判員経験者６：逆に，裁判官の方がすごい押さえて言っておられるのは感じました。だから一番最初に言うと，何でもそうですけど，これを議論していると，誰かがパンと言うと，それに引っ張られる意見があるのは分かるのですが，それは絶対に言われません。

最初は何人かいて話をしてますし，どうですかというのだけれど，この人は何か引っ張っていこうかなというふうな人を当ててるような意識も逆に感じないんです。だからいろんな人に，全然言わない人に，ちゃんとどうですかって，どう思われてますかみたいなすごい気配りをされていて，だから逆に，もうちょっと何かリードしたほうがスムーズじゃないのかなとか思ったときもあるのですが，そんなことは全然されない。

それぞれ３人の自分の考えもおっしゃられるけども，それはみんなが言うて議論が出てきた後で言われるので，基本的に，すごい意識されて言われているというのは感じました。

司会者：ほかの方はどうでしょうか。今の６番の方とは違うという方はおられますか。

（意見なし。）

ほかの記者の方は，御意見，御質問はありますでしょうか。

記者２：２番の方が，一般市民と司法とのギャップを感じたというふうにおっしゃっていたのですが，ほかにこういう点でちょっとギャップを感じたなというところがあれば，教えていただきたいんです。

司会者：その点，どうでしょうか。３番の方が今言われていたのは，責任能力のところですよね。それ以外のところでないですか。

裁判員経験者３：それ以外に，ギャップを感じたところはないですね。

日本が裁判員制度を導入したということは，もっと広く司法を一般の人に公開していくというふうに道を選んだわけだから，今後はそういったことをやっていくべきかなとは思っております。

司会者：ほかの方は，今の質問に特にないですか。よろしいですか。

裁判員経験者４：世間一般で司法や法律，裁判というと「裁判沙汰」とかいうイメージがありますよね。そういうのでちょっと敬遠されてるところがあるのではないでしょうか。トラブルとかそういうのは仕事柄で，多少そういう

のにかかわることもあるんですが，トラブルを起こすこと自体がいけないという日本のコミュニティの風土ですかね，田舎の考えというのと。

それとあと難解な文書の法律，この書いてあることも判例でどうのこうのというふうな，今の解釈にはなっているとは思うのですが，この法律自体が遠い存在であって，その象徴であるからちょっと敬遠しがちというふうな，周りの人に話をすると，そういうふうな意見を言う人が結構いてまして。かといって分かりやすくすればいいのかというよりかは，厳格さが求められるから，ああいう文書が必要だとは思うのですが，もうちょっとＰＲすればいいのではないかということになるわけなのです。そこをもうちょっと若いうちから法律的な教育をしていく方が，社会科の中へとか入れていったらいいのになというふうな，もう個人的な考えですが。

記者３：皆さん方が参加された裁判なのですが，一審で裁判員の方が参加されることになると思うのです。まれに控訴されて，裁判員の方が考えて出した判決が覆るということがあると思うのですが，そういうのを聞いてますと，経験者の方からすると，どういうふうにお感じになられるかというのを，ちょっとお聞きしたいなと思います。

裁判員経験者６：裁判員裁判でなくても控訴されて，違う判決が出るのはよくある話なので，そこはそういう仕組みなのでと思いますし，先ほど皆さんもおっしゃったように評議の中で，やっぱりちゃんと自分たちで思いをして，考えて，量刑もこういう感じだから，この量刑でいこうというのをみんなで相談して出したので，それが例えば次の裁判で違うとなっても，じゃあ私たちが間違いだったのかとは思わないというか，ちゃんとそこで私たちは納得して，そうだったというふうに思えるので，次で変わっても，ああ，そういう判断なのかなというふうには私は思います。

司会者：ほかの方はどうですか。では４番の方，どうぞ。

裁判員経験者４：まず，その一審で出したものが二審でという話は，ニュース

で見かける確率ってものすごく低いと思うのです。それで，まず知り得るかどうかというのは，まずそこが１点あるなというのと。

二審では，その弁護側の戦術が変わったとか証拠の出し方，新たな証拠が出てきたとか，詳しく中身までは知ることがないので，この証拠が出た中で我々が話をさせていただいて，評議させていただいたことというのは，先ほども申し上げたとおり，評議ということについてはものすごく長い時間を費やしてるわけで，それが二審で覆ろうが何だろうが，とにかくその現状で出てきた証拠で，論告であり，弁論でありというふうな経緯で出した判決というものには，高裁で覆ろうが何であろうが自信はあります。

司会者：ほかの方は，特に御意見はございませんでしょうか。違うというお考えがあれば，どうぞおっしゃってください。

特にございませんでしょうか。

それでは，これで本日は終わらせていただきます。